

# 国道202号春吉橋の 賑わい空間のあり方について

重松 華菜<sup>1</sup>・沼尾 健太<sup>1</sup>・上村 真吉<sup>1</sup>・有馬 芳樹<sup>1</sup>

<sup>1</sup>九州地方整備局 福岡国道事務所 計画課 (〒813-0043 福岡県福岡市東区名島3丁目24-10)

国道202号（国体道路）が通る春吉地区では、老朽化した春吉橋の架替事業が着手されている。現在の迂回路橋は、架替後に賑わい空間としての活用が予定されているが、実際の活用を見据えた場合、利活用主体として想定される民間事業者等の意見・提案を幅広く把握する必要がある。また、博多・中洲・天神をつなぐ福岡の新しい顔にふさわしい空間を創出するためには、賑わい空間単体ではなく、3つのエリアをつなぐ軸の機能を強化し、回遊性を高める必要がある。賑わい空間のポテンシャルを最大限に活用した空間再編を目指すにあたり、賑わい空間の機能や整備・活用方法のほか、国体道路を含めた空間再編に向けての事業手法の検討方針を示す。

キーワード 架替事業、賑わい空間、サウンディング型市場調査、歩行者利便増進道路制度、ポストコロナ

## 1. はじめに

合の論点についても整理する。

### (1) これまでの経緯

春吉橋は現在架替事業を実施しており、架替に伴って設置される迂回路橋を架橋後も存置し、「福岡の顔」となる賑わい空間として活用することとしている。2015年6月に提示された「春吉橋を核とした空間利活用に関する技術研究会提言」（以下「技術研究会提言」という。）に基づき、2018年度より「博多と福岡を結ぶ国体道路の空間利活用検討会」（以下「検討会」という。）において博多と福岡を結ぶクロスポイントとなる春吉橋賑わい空間のあり方について検討を進めている。

### (2) 本論文の構成

本論文では、2020年度に実施された「第2回検討会」以降の論点として、新型コロナウイルス感染症拡大による賑わいへの意識の変容等の確認を目的として実施した「周辺まちづくり団体等への再ヒアリング」と、賑わい空間の活用アイデアについて広く民間事業者等から意見・提案を求めた「サウンディング型市場調査」の2つの結果を踏まえて、賑わい空間の方向性について整理する。

また、国体道路と賑わい空間の一体的な活用という視点から、「歩行者利便増進道路制度」を活用する場

## 2. 周辺まちづくり団体等への再ヒアリング

### (1) 目的

コロナ禍を契機として、集客イベントや賑わい空間に対するイメージ、考え方などへの変化を把握することを目的として、春吉橋周辺のまちづくり団体等へ2020年10月13日（火）、10月15日（木）に再度ヒアリングを実施した。（表-1）

表-1 周辺まちづくり団体等への再ヒアリング結果要旨

内容	意見
コロナ禍を踏まえ、「賑わい」「集まり」に対する考え方の変化	・ これまでは一過性のイベントが多かったが、これからは恒常的な公共空間の使い方を検討したいなど、「変化あり」の意見多数。
コロナ禍を踏まえ、今後のイベント等の賑わいについて期待すること	・ イベントによる賑わいと柔軟性のある感染対策の両立。 ・ 日常的に市民が活用できる恒常的な公共空間の使い方。
コロナ禍を踏まえ、賑わい空間に対するイメージや価値観の変化	・ 変化なく魅力的な空間
賑わい空間に期待すること（求めら	・ 周辺の飲食店との共存共栄 ・ 周辺地区との連携

れるもの)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・トイレの設置</li> <li>・イベント時も人通りがある流動性の確保</li> </ul>
コロナ禍後の賑わい空間について、期待すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・インバウンド客や県外客を惹き付けるイベント（飲食系）</li> </ul>

ヒアリングの結果、賑わいや人が集まるイベントの開催方法に対する考え方の変化は確認されたが、コロナ禍においても、賑わい空間そのものに対するイメージや価値観の変化はなく、賑わい空間に対する期待の高さが確認できた。

一方で、日常的に市民が活用する恒常的な公共空間であることや、周辺の飲食店との共存共栄など、持続的な賑わい空間が求められていることが把握された。

### 3. サウンディング型市場調査の実施

#### (1) 目的

「福岡の顔」としての賑わい空間の創出にあたり、活用に関する意見やアイデアを幅広く把握することを目的として、サウンディング型市場調査を実施した。調査概要については、下記に示す。（表-2）

表-2 調査概要

概要	内容	
調査目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・賑わい空間に関する導入機能・活用方法に関する意見・アイデアや、管理可能な範囲、参加意向等の把握を目的として、民間事業者・団体等を対象とした公募型サウンディング調査を実施。</li> </ul>	
調査対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・賑わい空間の整備・管理運営に関する事業（以下「本事業」という。）に関心のある民間事業者、団体、大学含む研究機関等が対象。</li> <li>・意見・提案は、一者単体又は複数者から構成されるグループによる提出も可能。</li> <li>・暴力団関係者又はその他反社会的暴力活動を行う団体の関係者は参加不可。</li> </ul>	
調査方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福岡国道事務所ホームページに関連資料を公表し、全国から広く意見・アイデアを募集。</li> <li>・ホームページ公表にあわせて、業界紙・官民連携系の情報サイト等を活用して広く周知・広報を実施。</li> <li>・個別対話はオンラインで実施。</li> </ul>	
調査スケジュール	実施要項等の公表	令和3年3月1日（月）
	意見・提案の受付	令和3年3月1日（月）～3月23日（火）

個別対話	令和3年3月29日（月）～4月13日（火）の期間で随時実施
------	-------------------------------

#### (2) 意見・提案を求めた内容

個別対話にあたり意見・提案を求めた内容を下記に示す。（表-3）

なお意見・提案にあたっては、コロナ禍を踏まえたニューノーマルに対応した内容も提出可能とした。

表-3 意見・提案を求めた内容

設問	内容
1	・提案コンセプトについて
2	・賑わい空間に導入が望ましいと考える機能について
3	・事業対象範囲について
4	・実施可能な事業内容について
5	・本事業への参加にあたっての体制について
6	・賑わい空間の位置づけについて
7	・現時点での本事業への関心（参加度合い）について
8	・その他自由意見について

#### (3) 意見・提案を求めた範囲

意見・提案を求めた範囲（事業対象範囲）は、賑わい空間（橋詰+橋梁）を基本とするが、賑わい空間の一部分活用のほか、隣接する国体道路や清流公園との一体的な活用についても意見・提案を可能とした。（図-1,2）

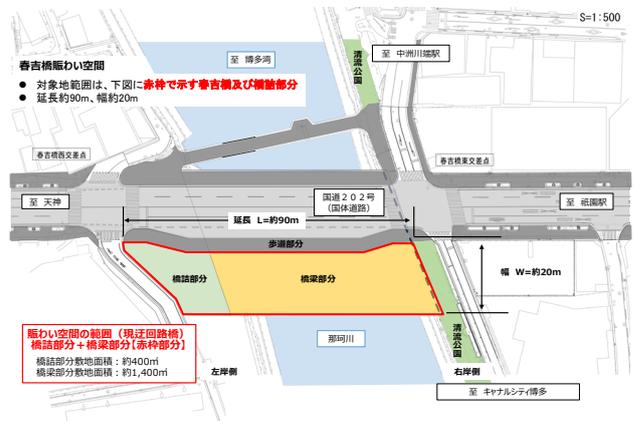


図-1 賑わい空間の事業対象範囲



図-2 国体道路、清流公園の位置図

#### (4) 実施結果

全国から募集した結果、13社・団体から意見・提案が提出された。意見・提案を行った者の内訳は、イベントの企画・運営者／商業空間の企画・開発者／都市空間の企画・開発者／キッチンカー等の移動コンテンツ管理者／地域のまちづくり活動団体／照明メーカー、等であった。主な意見・提案の概要を以下に示す。

(表-4)

表-4 意見・提案の概要

設問	概要
1.提案コンセプト	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人々が集い、文化が交流する、福岡・博多の新しい中心地</li> <li>・移動販売車による可変型商店街とニューノーマル屋台街</li> <li>・柔軟性・冗長性を備えた空間 など</li> </ul>
2.導入機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仮設の飲食スペース+橋上のオープンスペース</li> <li>・キッチンカー等の様々な移動コンテンツ</li> <li>・イルミネーション、プロジェクションマッピング等のライティングイベント</li> <li>・公衆トイレの整備 など</li> </ul>
3.事業対象範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>・賑わい空間全体（橋詰+橋梁）という意見が半数以上</li> <li>・隣接公共空間については、清流公園との一体的な活用の意見が半数以上ある一方、国道歩道歩道活用の意見もあり</li> </ul>
4.実施可能な事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画から運営まで関与できるという意見と、部分的な関与であれば可能という意見あり</li> <li>・条件として、「事業として損失を負わないこと」、「電源・給排水等のインフラ等は公共側での整備を希望」する意見あり</li> </ul>
5.参加体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地元企業との共同体を組成しての参加や、産学官との連携など、様々</li> </ul>
6.空間の位置づけ（事業実施にあたり重視する事項）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・物販・イベント等の柔軟性の重視が過半数</li> <li>・その他、「長期的な事業期間（最低10年）」、「物販・イベント以外安定収入（広告など）」、「周辺公共空間と一体的な活用」を重視</li> </ul>
7.関心度合い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・参加意向として、「積極的に参加することを検討」が半数以上</li> </ul>
8.その他意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の理解を得る取り組み／コロナ禍を踏まえた、占用料等の弾力的な運用／事業スケジュールの事前開示、などの要望あり</li> </ul>

#### (6) 考察

##### a) 提案コンセプト及び導入機能について

提案コンセプトとしては、博多・中洲・天神をつなぐ場としての「新しい中心地」や、福岡だけでなく九州の顔としての「情報発信」という意見・提案があり、立地的なポテンシャルの高さがうかがえる。

導入機能については、キッチンカーやコンテナ店舗等の仮設物の設置とイベント広場の組み合わせ、という意見・提案が比較的多くみられた。橋上には常設の

施設は設置できないという制約はあるが、ポストコロナへの対応として、可変性、柔軟性を備えた機能が提案されているものと考えられる。

##### b) 事業対象範囲

活用したいと考える事業対象範囲については、賑わい空間については「全体（橋詰+橋梁）」という意見が半数以上であった。（表-5）一方、隣接する国道道路、清流公園については、「賑わい空間+清流公園」の活用意向が半数以上であった。（表-6）理由としては、キャナルシティと春吉橋間の人の往来による賑わいの創出という意味での、清流公園の活用意向が挙げられる。

なお国道道路の歩道空間についても、コンテナ店舗等の設置や、歩行者優先の空間として小型モビリティの展開といった提案があった。

表-5 (1) 賑わい空間における事業対象範囲について

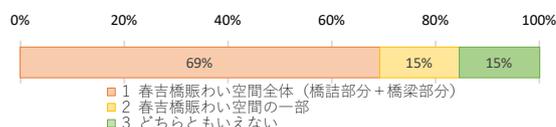
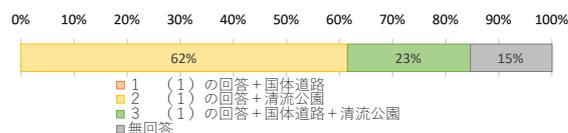


表-6 (2) 隣接公共空間を含めた事業対象範囲について



##### c) 実施可能な事業内容及び事業期間

空間全体のプロデュースが可能な企業がいれば、計画・設計のみの企業もおり、どこまで実施可能かは参加者の業種等により様々であった。共通点としては、電源・給排水やベンチの設置、緑化などインフラ関係の整備は、公共側での整備を希望する意見が多いことから、一定のインフラ整備は公共側での整備が必要といえる。

また事業期間については、投資回収期間を考慮すると10~20年は必要との意見が多いことから、民間事業者等による独立採算での空間全体の活用を想定する場合は、最低でも10年の事業とすることが望まれる。

##### d) 参加体制

本事業への参加を想定した場合の体制としては、地元企業や産学官の連携などの意見のほか、エリアマネジメント団体による運営が望ましいとの意見もあった。地域との共存・共栄という点から、地域関与の必要性を述べているものと考えられる。

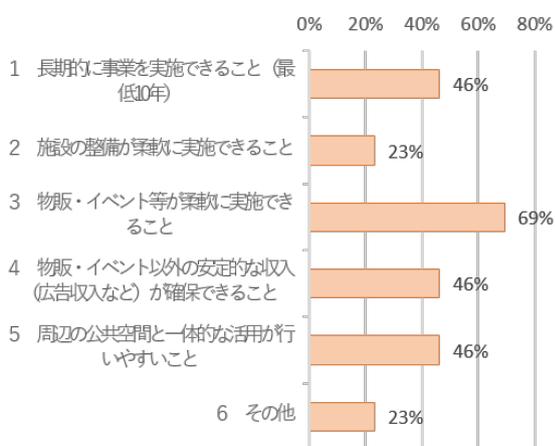
##### e) 空間の位置づけ及び重視する事項

賑わい空間の位置づけとしては、道路、都市公園等

が想定されており現時点では未定である。それぞれの特性を踏まえたうえで、事業実施にあたり重視する事項としては、物販・イベント等の柔軟性が半数以上であった。（表-7）制約なく自由に活用できるよう、“使い勝手の良い”空間を望んでいるものと考えられる。

また、占用料や使用料等の担保として、イベント以外の安定的な収入を期待する意見もあった。感染症拡大に伴うイベント中止など急激な需要変動が生じた場合でも事業としての安定性が確保できるよう、広告収入などが実施可能な空間の位置づけが望ましいといえる。

表-7 事業実施にあたり重視する事項（複数回答可）

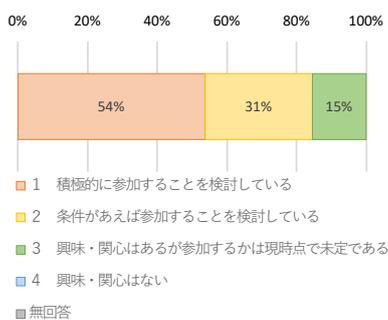


#### f) 関心度合い

現時点での、本事業への関心度合いとしては、「積極的に参加することを検討」が半数以上であったことから、関心の高さがうかがえる。（表-8）

一方で、生活様式が大きく変化する中で、事業としての重要度と、それに伴う新規投資を慎重に見極める必要があるため、条件が合えば参加もしくは現時点で未定、という回答があった点には留意が必要である。

表-8 関心度合い



## 4. 調査結果を踏まえた賑わい空間の方向性(案)

これまで整理した各種調査結果を踏まえると、下記に示す3つの方向性が整理される。

### (1) 運用面での持続性・柔軟性

コロナ禍を踏まえ、仮設物とイベントの組み合わせなど、柔軟性のある空間活用の提案があったこと、また、日常的に市民が活用するような、恒常的な公共空間が求められていることより、2015年度の技術研究会提言の5つのテーマ（マグネット、フォトジェニック、エンターテインメント、ソウルフル、バザール）を踏まえつつ、コロナ禍による社会環境の変化を契機として、ポストコロナでの「賑わい空間」のあり方として、持続性・柔軟性のある空間づくりが求められる。

### (2) 周辺との一体性・連続性

清流公園、国体道路といった周辺公共空間との一体活用による回遊促進・賑わい創出の提案があったことを踏まえ、博多・中洲・天神の結節点としてのポテンシャルを活かして賑わいを創出しつつ、その効果を地域に波及させるため、国体道路・清流公園との一体性・連続性が感じられるような、エリア全体の回遊を促す空間づくりが求められる。

### (3) 地域との共存・共栄

周辺まちづくり団体及び民間事業者等の双方から、地域との共存・共栄は必要との意見があったことを踏まえ、地域を支え、また支えられる場所であり続けるために、周辺飲食施設等と共存・共栄し、活力ある都市の魅力を、ともに高め合う空間づくりが求められる。

## 5. 国体道路と春吉橋の一体的な活用について

博多・中洲・天神をつなぐ福岡の新しい顔にふさわしい賑わい空間を創出するためには、賑わい空間単体ではなく、3つのエリアをつなぐ軸の機能を強化し、回遊性を高める必要がある。ここでは、前項で整理した「周辺との一体性・連続性」という方向性を踏まえ、国体道路と春吉橋（賑わい空間含む）の一体的な活用を見据えた場合の事業の論点について整理する。

### (1) 歩行者利便増進道路制度の概要

2020年度の道路法改正により、歩行者利便増進道路として指定した道路において、歩行者が安心・快適に通行・滞留できる空間の構築が可能となった。また、

無余地性の基準が除外され、カフェやベンチ等の占用物件が設置しやすくなったことに加え、占用者を公募・選定することができ、その場合は最長20年の占用が可能となることから、テラス付きの飲食店など、初期投資の高い施設も参入しやすくなった。(図-3)



図-3 歩行者利便増進道路制度の概要

## (2) 一体活用の論点の整理

国体道路の長期的な空間再編として、歩行者を中心とした道路空間創出を目指すにあたり、歩行者利便増進道路制度の活用が例として挙げられる。

ここでは、春吉橋前後区間を歩行者利便増進道路と指定したと仮定し、賑わい空間（本論文では、市道と仮定）と一体的な活用における論点について整理する。

整理としては、占用特例が認められる利便増進誘導区域を国体道路歩道と賑わい空間（市道）に一体的に指定することとなる。この区域内で、占用者を公募・選定のうえ、占用物件の設置が可能となる。

歩行者利便増進道路制度を適用した場合の特徴を下記に示す。(表-9)

表-9 歩行者利便増進道路制度の主な特徴

項目	歩行者利便増進道路制度
施設等の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>無余地性の基準除外。柔軟性が高まる</li> <li>占用期間として最長20年</li> <li>歩行空間の確保など、一定の制約あり</li> </ul>
空間の利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路使用許可が必要だが円滑化に配慮（従来よりは柔軟性が高まる）</li> </ul>
広告・看板の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>設置可能（通常の道路占用も同様）</li> </ul>
占用区域以外の管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>占用区域以外の清掃など、道路維持管理の協力を求めることが可能</li> <li>この場合、占用料は90%減額される</li> </ul>

特徴として、無余地性の基準が除外され最長20年の占用が可能となることから、民間事業者の視点からは、一定の投資回収期間が確保される。

また、広告・看板の設置も可能であり、前述のサウンディング調査において民間事業者等から意見のあった、イベント以外の広告等の安定収入の確保先としても有用といえる。

そのほか、占用区域以外の清掃など道路維持管理の協力を求めることができ、国体道路歩道の清掃などを一体的に委ね、全体としての美観の維持を図ることも可能となる。この場合、占用料は減額されるため、占用者のメリットも高いといえる。

一方で、歩行者利便増進道路を活用した場合であっても道路使用許可は必要となる点には留意が必要である。ただし、道路管理者は歩行者利便増進道路制度の指定時や占用者の公募選定時に管轄警察署長との協議を行うこととなっており、認定された計画の枠内であれば柔軟性が確保されると想定されることから、従来の道路占用よりは円滑化に配慮され、民間事業者等から意見があった「物販・イベント等が柔軟に実施できる」空間創出への効果は高まるといえる。

## 6. まとめ

周辺まちづくり団体や民間事業者等の意見から、「運用面での持続性・柔軟性」、「周辺との一体性・連続性」、「地域との共存・共栄」という3つの方向性を整理した。そのうえで、国体道路と賑わい空間の一体的な活用に着目し、歩行者利便増進道路制度を活用した場合の論点について整理した。

賑わい空間については、サウンディング型市場調査で得られた民間事業者等の提案が実現されるような、柔軟性のある空間創出が求められる。これについては、賑わい空間の位置づけ（道路・都市公園等）とあわせて、引き続き検討が必要となる。

また、歩行者利便増進道路の活用にあたっては、賑わい空間前後区間との一体的な指定により、3つのエリアをつなぐ軸としての回遊機能を強化し、面として地域の活性化に資することが期待される。この中心に位置する春吉橋賑わい空間のポテンシャルを最大限に発揮するため、福岡市やその他関係機関と協力しながら、福岡の顔にふさわしい空間創出に向けて引き続き検討を進める。

## 参考文献

- 国土交通省：博多と福岡を結ぶ国体道路の空間利活用検討会資料（2021）  
(<http://www.qsr.mlit.go.jp/fukkoku/kaigi/kokutaidor.html>)
- 国土交通省：歩行者利便増進道路（ほこみち）の普及展開に向けて 歩行者利便増進道路指定制度の創設と道路占用制度の特例  
(<https://www.mlit.go.jp/road/hokomichi/pdf/s01.pdf>)